

はしがき

労働法は、私たちのもっとも基本的な生活関係を対象にしている法分野である。ほとんどの人が、他者に労務提供をして報酬を得る労働、つまり、雇用労働に従事するかたちで職業生活を送るし、人間の一生をみても、労働力人口に参入される満15歳から職業生活から引退するまでの長きにわたり、アルバイト、パート、職員、技術者、公務員、嘱託、契約社員等々、呼称の違いはあれ、雇用労働に従事する。

この身近な生活関係には、雇用労働の特性ゆえに、時代によってその姿を変えながらも、常に「労働問題」が発生してきた。市場経済のグローバル化と情報革命にともなう環境の変化によって、近年では、失業、長時間労働、低賃金、解雇、労働災害といった伝統的労働問題のみならず、会社分割・事業譲渡、アウトソーシング、倒産、裁量労働、年俸制、職務発明、過労死、うつ病自殺、性差別、人種・国籍差別、障害者差別、ハラスメント・いじめ、派遣・請負労働等々、その範囲は極めて広く、その法的性格も、労働生活関係に固有に発生する問題から市民社会の生活関係一般に発生する問題まで、性格を異にするものが含まれる。そして、労働法は、かかる多種多様な労働問題の解決を通して、法理念的には、労働生活関係にも「自由」と「平等」を実現し、労働者に人に値する生活関係を確保することを目的としているといえるし、社会機能的にみれば、労働問題の公正かつ適正な解決を通して、社会の安定と雇用労働を基盤にしている経済活動の発展を図ろうとするものといえよう。

では、労働法はどのようなしくみで労働問題を解決しようとするのか。その詳細は本書で学ぶことだが、そのもっとも大きな特色は、歴史的に形成されてきた自生的なシステム、つまり、労働者の団結活動を背景にした労使関係を通して、問題解決をはかることを基軸にしていることにある。それは現在も変わらない。ただ、労働組合の組織率の低下が示すように、労働生活関係をとりまく環境の変化によって従来のシステムでのみ有効に対応できるとは限らない。

とすれば、労働問題の性格に応じた新たな原理にもとづくシステムを開発していくことも必要となる。

労働法を学ぶことは、このように、私たちの職業生活のなかで生起する問題を通して現代社会の変容の相を読み解き、変化に対応しうる解決能力を身に付けるとともに、必要に応じてあらたな自律的システムを開発し、私たちの社会を豊かなものにする方途を模索することでもある。

本書は、現代法双書シリーズの一冊として上梓され、版を重ねてきた、窪田隼人・横井芳弘編『現代労働法入門』（1979年）および横井芳弘・角田邦重・脇田滋編『新現代労働法入門』（2000年）の伝統を受け継ぎ、労働法の原理をわかりやすく説明するとともに、現代社会に生起している新たな問題にどう対応すべきなのか、理論的な興味を持てるように心がけている。若い世代の執筆者の協力をえて編まれた本教科書が、労働生活関係と労働法の現在の姿を伝えるとともに、アクチュアルに生起する新たな問題にどう取り組むべきかを考える手助けになれば幸いである。

本書の出版に際しては、法律文化社の秋山泰氏ならびに編集部の梶原有美子さんに多大のご尽力を頂いた。記して、深く感謝の意を表したい。

2014年2月

編 者